

茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

新	旧
<p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第8条 企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>2 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(メーターの設置)</p> <p>第16条 給水量は、企業団のメーターにより計量する。ただし、企業長が、その必要がないと認めたときは、この限りではない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第8条 企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>2 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(水道メーターの設置)</p> <p>第16条 給水量は、企業団の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、企業長が、その必要がないと認めたときは、この限りではない。</p> <p>2 (略)</p>

新	旧
<p>(水道の使用中止、変更等の届出)</p> <p>第18条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、企業長に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 用途又は口径を変更するとき。</p> <p>(3) 消防演習に使用するとき。</p> <p><u>(4) 臨時用として使用するとき。</u></p> <p>2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに、企業長に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>消火活動</u>として水道を使用したとき。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(水道の使用中止、変更等の届出)</p> <p>第18条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、企業長に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 用途を変更するとき。</p> <p>(3) 消防演習に<u>私設消火栓</u>を使用するとき。</p> <p>2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに、企業長に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>消防用</u>として水道を使用したとき。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>(私設消火栓の使用)</p> <p>第19条 私設消火栓は、<u>消火活動又は、消防演習</u>の場合のほか使用してはならない。</p> <p>2 私設消火栓を、<u>消防演習</u>に使用するときは、企業長の指定する企業団職員の立会いを要する。</p> <p><u>(料金)</u></p> <p>第23条 <u>料金は、一月につき次の表に定めるところにより、メータ</u></p>	<p>(私設消火栓の使用)</p> <p>第19条 私設消火栓は、<u>消防又は、消防の演習</u>の場合のほか使用してはならない。</p> <p>2 私設消火栓を、<u>消防の演習</u>に使用するときは、企業長の指定する企業団職員の立会いを要する。</p> <p><u>(料金)</u></p> <p>第23条 <u>料金は次表に掲げる基本料金及び超過料金の合計額に、消</u></p>

新								旧									
<p>一の口径又は用途に応じた基本料金及び従量料金をもって算定した合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</p>								<p>費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税率及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率10%を乗じて得た消費税額及び地方消費税額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</p>									
料金								水道料金									
口径 (ミリメートル)	基本料金	従量料金（使用水量1立方メートルにつき）						種別	用途	水道料金（1ヶ月につき）				備考			
		10立方メートルまで	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超える分			基本料金		超過料金					
水量	料金							水量	料金								
13	1,560円	10立方メートルまで	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超える分	専	家事用	10立方メートル	1,400円	1立方メートルにつき	210円				
20	1,710円	25円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	100立方メートルを超える分	営	業用	20立方メートル	4,700円	1立方メートルにつき	360円				
25	2,750円							専	団体用	20立方メートル	4,700円	1立方メートルにつき	360円	官公署用			
30	4,080円							専	浴場営業用	50立方メートル	7,000円	1立方メートルにつき	210円	公衆浴場			
40	7,350円							専	娯楽用	10立方メートル	2,350円	1立方メートルにつき	360円				
50	11,670円							使用水量1立方メートルまで		超過料金（使用水量1立方メートルにつき）700円							
75	27,850円							700円									
100	50,400円																
150	120,000円																

新	旧							
<p>2 <u>基本料金は、水道の使用の中止又は廃止の届け出がない限り、水道を使用しない場合でもこれを徴収する。</u></p> <p>3 <u>口径150ミリメートルを超えるものの基本料金は、企業長が別に定める。</u></p> <p>(料金の算定)</p> <p>第24条 料金は、<u>企業長が料金算定の基準日として、あらかじめ指定した日（以下「定例日」という。）</u>に、メーターの<u>検針</u>を行い、<u>その使用量を検針した日の属する月分として料金を算定する</u>。ただし、やむを得ない理由があるときは、企業長は、定例日以外の日<u>に検針</u>を行うことができる。</p>		臨時用	1 立方米	700円	1 立方米につき	700円	仮設用も含む	
	共用	共用用	10立方米	1,400円	1 立方米につき	210円	2 世帯又は2 箇所	
	共用	公共用施設消火栓 私設消火栓	1 立方米につき				360円	
<p>(料金の算定)</p> <p>第24条 料金は、<u>定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ、企業長が、定めた日をいう。）</u>に、メーターの<u>点検</u>を行い、<u>その日</u>の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、企業長は、定例日以外の日<u>に点検</u>を行うことができる。</p>								

新	旧
<p>(使用水量及び用途の認定)</p> <p>第25条 企業長は次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別な場合における料金の算定)</p> <p>第26条 <u>定例日から定例日の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの料金は次のとおりとする。ただし、第23条に定める料金表における臨時用は除く。</u></p> <p>(1) <u>使用日数が15日以内のときは、第23条の料金表の基本料金の2分の1の額及び従量料金を合算した額とする。</u></p> <p>(2) <u>使用日数が16日以上ときは、使用期間を1月とみなし、第23条の料金表を適用して算出する。</u></p> <p>2 <u>定例日から次の定例日の中途において、その口径に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。ただし、使用日数が等しいときには、変更後の料率を適用する。</u></p> <p>(給水加入金)</p> <p>第29条 給水装置の新設又は改造(給水管の増設又は口径を増す場</p>	<p>(使用水量及び用途の認定)</p> <p>第25条 企業長は次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 共用給水装置より、水道を使用するとき。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(特別な場合における料金の算定)</p> <p>第26条 <u>月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>使用水量が、基本水量の2分の1に満たないとき、基本料金の2分の1</u></p> <p>(2) <u>使用水量が、基本水量の2分の1を超えたときは、1カ月として算定した金額</u></p> <p>2 <u>月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。</u></p> <p>(給水加入金)</p> <p>第29条 給水装置の新設又は改造(給水管の増設又は口径を増す場</p>

新	旧
<p>合に限る。)をする工事申込者からは、次の各号に定める給水加入金(以下「加入金」という。)を一括して徴収するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新設の直結式給水及び受水槽式給水の集合住宅等において、親<u>メーター</u>による検針の場合は、親<u>メーター</u>を設置する給水管の口径に応ずる前号に規定する加入金の額とする。</p> <p>各戸検針の場合は、各戸に<u>メーター</u>を設置する給水管の口径の戸数(共用等を含む。)に前号に規定する口径に応ずる加入金を乗じた額とする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>合に限る。)をする工事申込者からは、次の各号に定める給水加入金(以下「加入金」という。)を一括して徴収するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新設の直結式給水及び受水槽式給水の集合住宅等において、親<u>メータ</u>による検針の場合は、親<u>メータ</u>を設置する給水管の口径に応ずる前号に規定する加入金の額とする。</p> <p>各戸検針の場合は、各戸に<u>メータ</u>を設置する給水管の口径の戸数(共用等を含む。)に前号に規定する口径に応ずる加入金を乗じた額とする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>